

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 17 日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第36号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和45年新潟県規則第 9 号）
の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前						
（葬祭補償） 第 7 条の 4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、<u>33万円</u>に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。 第11号様式（第 8 条関係） 地方公務員災害補償 葬祭補償請求書 <table><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>（A）（補償基礎額）</td></tr><tr><td><u>330,000円</u>＋円×30＝ 円</td></tr></table> （略）	（略）	（A）（補償基礎額）	<u>330,000円</u> ＋ 円×30＝ 円	（葬祭補償） 第 7 条の 4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、<u>31万5,000円</u>に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。 第11号様式（第 8 条関係） 地方公務員災害補償 葬祭補償請求書 <table><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>（A）（補償基礎額）</td></tr><tr><td><u>315,000円</u>＋円×30＝ 円</td></tr></table> （略）	（略）	（A）（補償基礎額）	<u>315,000円</u> ＋ 円×30＝ 円
（略）							
（A）（補償基礎額）							
<u>330,000円</u> ＋ 円×30＝ 円							
（略）							
（A）（補償基礎額）							
<u>315,000円</u> ＋ 円×30＝ 円							

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 新規則第 7 条の 4 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この規則による改正前の新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 7 条の 4 の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第 2 項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第 7 条の 4 の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。